

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社プラス・ワンと株式会社プラス・ワン従業員代表者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で派遣業務に従事する全従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

(1) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

(2) 株式会社プラス・ワンは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和4年8月26日付職発第0826第1号令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の別添2に定める職種に該当するものとする。

(2) 地域調整については、派遣先事業所が東京・神奈川に限られることから、通達に定める「地域指数」の「東京」「神奈川」により調整するものとする。

(3) 時間外労働手当、深夜、休日労働手当については、基本給及び手当とは分離し、社員就業規則に準じて法律の定めに従って支給する。

(4) 通勤手当については、基本給及び手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。

(5) 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(A) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合

退職のいずれも3年)

(B) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数:

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

Aランク:10年

Bランク:3年

Cランク:0年

(3) 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(4) 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

ただし、退職金規定を開始した令和2年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

(A) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること。

(B) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること。

第5条 株式会社プラス・ワンは、第6条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で基本給を増額することとする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提供するものとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条

基本給の決定は1期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価する事とし、その方法は社員就業規則に定める内容を準用し、その評価結果に基づき、基本給の決定を行うものとする。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については社員就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「プラス・ワン教育訓練計画及びキャリアコンサルティング」に従って、着実に実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

(1) 本有効期限終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

(2) 本件は令和5年3月31日に締結した労使協定を修正し、有効期間に遡って適用する。

(3) 本協定は2023年10月1日付の最低賃金の改定をもとに賃金改定を行う必要がある職種のみを抜粋し、再締結するものである。

2024年3月15日

株式会社プラス・ワン 代表取締役 鈴木 弘隆



株式会社プラス・ワン 従業員代表者 金山 涼太



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	総務事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,224	1,409	1,544	1,568	1,650	1,799	2,240

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の一般事務の作業	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,246	1,434	1,572	1,595	1,680	1,831	2,280

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	経理事務員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,174	1,351	1,482	1,504	1,584	1,726	2,150
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,287	1,481	1,625	1,649	1,737	1,892	2,357

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	小売店販売員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,250	1,438	1,578	1,601	1,686	1,837	2,288

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	施設介護員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,107	1,274	1,397	1,418	1,493	1,627	2,027
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,214	1,397	1,532	1,555	1,637	1,784	2,222

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	旅館・ホテル・乗物接客員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,123	1,293	1,417	1,439	1,515	1,651	2,056
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,231	1,418	1,554	1,578	1,661	1,810	2,254

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の接客・給仕の職業	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,180	1,358	1,489	1,512	1,592	1,735	2,161
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,294	1,489	1,632	1,658	1,745	1,902	2,369

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属熱処理工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,122	1,291	1,416	1,437	1,514	1,649	2,054
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,230	1,415	1,552	1,575	1,660	1,808	2,252

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	汎用金属 工作機械 工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,220	1,404	1,540	1,563	1,646	1,794	2,234

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属溶 接・溶断 工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,288	1,482	1,626	1,650	1,738	1,893	2,358

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	化学製品 製造工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,206	1,388	1,522	1,545	1,627	1,773	2,208

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	保存食品 製造工等	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,035	1,191	1,306	1,326	1,396	1,521	1,895
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,135	1,306	1,432	1,454	1,531	1,668	2,077

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	弁当・惣菜類製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,203	1,385	1,517	1,540	1,623	1,768	2,202

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	プラスチック製品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,193	1,373	1,505	1,528	1,609	1,753	2,184

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品製造等	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,192	1,372	1,504	1,526	1,607	1,752	2,182

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般機械器具組立工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,253	1,443	1,581	1,605	1,691	1,842	2,294

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電子機械器具組立工等	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,132	1,303	1,427	1,449	1,526	1,663	2,072

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	半導体製品製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,179	1,356	1,488	1,510	1,590	1,732	2,157

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	被覆電線製造工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,030	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,886
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,129	1,300	1,425	1,446	1,523	1,660	2,068

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	束線工	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	965	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,058	1,218	1,335	1,355	1,427	1,556	1,937
3	最低賃金	(神奈川県)	1,112	1,293	1,397	1,436	1,536	1,682	2,129



			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電子機器 部品組立 工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,124	1,294	1,419	1,440	1,516	1,652	2,058

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	輸送用機 械器具組 立工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,208	1,390	1,525	1,548	1,630	1,776	2,212

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の 機械組立 の職業	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,219	1,403	1,538	1,561	1,644	1,792	2,232

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	窒業製品 検査工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,251	1,440	1,579	1,603	1,687	1,838	2,290

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品検査の職業	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,948
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,167	1,343	1,472	1,494	1,573	1,715	2,136

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	フォークリフト運転作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,270	1,461	1,602	1,626	1,712	1,866	2,324

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	倉庫作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,252	1,441	1,580	1,604	1,689	1,841	2,292

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	荷造作業員	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 (時給換算)	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981
2	地域調整	(神奈川県) 109.6	1,186	1,365	1,497	1,520	1,601	1,744	2,172

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	製品包装 作業員	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,126	1,296	1,421	1,443	1,518	1,655	2,061

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	選別作業 員	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
2	地域調 整	(神奈川県) 109.6	1,224	1,409	1,544	1,568	1,650	1,799	2,240

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般機械 器具組立 工	職業安定業務統計 の求人賃金を基準 値とした一般基本 給・賞与等の額 (時給換算)	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
2	地域調 整	(東京都) 113.9	1,302	1,499	1,643	1,668	1,757	1,914	2,384

別表2 対象従業員の基本給の額

## 総務事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,799～	1,799	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,568～	1,568	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,224～	1,224	0年

## その他の一般事務作業（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,831～	1,831	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,595～	1,595	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,246～	1,246	0年

## 経理事務員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,892～	1,892	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,649～	1,649	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,287～	1,287	0年

## 小売店販売員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,837～	1,837	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,601～	1,601	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,250～	1,250	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

## 施設介護員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,784～	1,784	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,555～	1,555	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,214～	1,214	0年

## 旅館・ホテル・乗物接客員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,810～	1,810	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,578～	1,578	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,231～	1,231	0年

## その他の接客・給仕の職業（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,902～	1,902	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,658～	1,658	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,294～	1,294	0年

## 金属熱処理工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,808～	1,808	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,575～	1,575	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,230～	1,230	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

## 汎用金属工作機械工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,794～	1,794	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,563～	1,563	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,220～	1,220	0年

## 金属溶接・溶断工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,893～	1,893	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,650～	1,650	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,288～	1,288	0年

## 化学製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,773～	1,773	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,545～	1,545	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,206～	1,206	0年

## 保存食品製造工等（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,668～	1,668	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,454～	1,454	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,135～	1,135	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

## 弁当・惣菜類製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,768～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,540～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,203～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,768	10年
1,540	3年
1,203	0年

プラスチック製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,753～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,528～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,193～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,753	10年
1,528	3年
1,193	0年

その他の製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,752～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,526～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,192～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,752	10年
1,526	3年
1,192	0年

一般機械器具組立工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,842～
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,605～
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,253～

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,842	10年
1,605	3年
1,253	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

## 電子機械器具組立工等（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,663～	1,663	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,449～	1,449	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,132～	1,132	0年

## 半導体製品製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,732～	1,732	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,510～	1,510	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,179～	1,179	0年

## 被覆電線製造工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,660～	1,660	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,446～	1,446	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,129～	1,129	0年

## 束線工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,682～	1,682	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,436～	1,436	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,112～	1,112	0年



別表2 対象従業員の基本給の額

## 電子機器部品組立工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,652～	1,652	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,440～	1,440	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,124～	1,124	0年

## 輸送用機械器具組立工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,776～	1,776	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,548～	1,548	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,208～	1,208	0年

## その他の機械組立の職業（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,792～	1,792	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,561～	1,561	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,219～	1,219	0年

## 室業製品検査工（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)	(※3)	
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,838～	1,838	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,603～	1,603	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,251～	1,251	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

## その他の製品検査の職業（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,715～	1,715	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,494～	1,494	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,167～	1,167	0年

## フォークリフト運転作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,866～	1,866	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,626～	1,626	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,270～	1,270	0年

## 倉庫作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,841～	1,841	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,604～	1,604	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,252～	1,252	0年

## 荷造作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
		(※1)		
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,744～	1,744	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,520～	1,520	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,186～	1,186	0年

別表2 対象従業員の基本給の額

## 製品包装作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,655～	1,655	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,443～	1,443	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,126～	1,126	0年

## 選別作業員（神奈川）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,799～	1,799	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,568～	1,568	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,224～	1,224	0年

## 一般機械器具組立工（東京）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,914～	1,914	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,668～	1,668	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,302～	1,302	0年

## その他の接客・給仕の職業（東京）

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	同一の派遣先に派遣されている従業員を管理監督を行い、適切に指導をし、就業場所の環境、秩序の改善、保持を行うことができる。	1,977～	1,977	10年
Bランク	派遣先にて生じた不測の事態に対し、自分で判断し、適正に対応し作業を行うことができる。	1,723～	1,723	3年
Cランク	派遣先からの指示に対して手順、工程等を守り安全に配慮し作業を行うことができる。	1,345～	1,345	0年

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5	-
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6	16.3

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上5 年未満	5年以上10 年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
支給月数	自己都合 退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合 退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	20.0

別表3 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5	-
	会社都合 退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6	16.3

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出する事とする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。
- 3 退職金規定に関しては2020年4月1日を起算日として算出する。